

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年2月16日

岩手県立産業技術短期大学校長 森 達也

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 岩手県立産業技術短期大学校水沢校庁舎清掃業務
- (2) 仕様等 別添仕様書による
- (3) 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 岩手県立産業技術短期大学校水沢校(岩手県奥州市水沢佐倉河字東広町 66-2)

## 2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月10日（火）午後1時30分
- (2) 場所 奥州市水沢佐倉河字東広町 66-2 岩手県立産業技術短期大学校水沢校 3階会議室  
(入札書を持参すること。郵便、電報、電話その他の方法による入札は認めない。)

## 3 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 入札日現在で、県南広域振興局管内に主たる営業所又は支店、営業所を有していること。
- (2) 岩手県庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の清掃（庁舎）に登録されている者であること。
- (3) 令和3年1月1日以降、延べ面積8,000平方メートル以上の建築物の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停

止等措置基準（以下「措置基準」という。）などに基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。

- (8) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合は、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置又は庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

#### 4 入札保証金

免除

#### 5 入札参加申請書の受付期限及び提出方法

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書の4に掲げる書類を令和8年3月2日  
(月)午後5時までに9(6)の場所に提出すること。
- (2) 前号により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (3) 審査結果は、令和8年3月4日（水）までにFAXにより通知する。

#### 6 入札説明書の交付場所

下記のいずれかにより入札説明書を入手すること。

- (1) 下記の岩手県公式ホームページからダウンロード  
<https://www.pref.iwate.jp/>
- (2) 下記の事務局窓口にて交付（必要な場合は事前に連絡すること。）  
〒023-0003 奥州市水沢佐倉河字東広町66-2  
岩手県立産業技術短期大学校水沢校事務局  
電話 0197-22-4422 FAX0197-23-6189

#### 7 質問書の受付及び回答方法

- (1) 本公告について質問等がある場合は、令和8年2月25日（水）午後5時までに書面（任意様式。FAXによる提出可。）により上記6(2)の岩手県立産業技術短期大学校水沢校事務局へ提出すること。
- (2) 前号の質問等に対する回答は、質問者及び入札の参加を希望する者に対して、令和8年2月27日（金）午後5時までにFAXにより行う。

#### 8 入札方法

入札及び開札は1(1)の件名で総価で入札に付する。

- (1) 入札書は2の日時及び場所に持参して提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた

金額) をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
- (2) 令和 8 年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあっては、本件業務委託手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (3) 契約書作成の要否　　要
- (4) 落札者の決定方法　会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) その他　詳細は、入札説明書に示すとおりとする。
- (6) 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

〒023-0003　奥州市水沢佐倉河字東広町 66-2

岩手県立産業技術短期大学校水沢校事務局

電話 0197-22-4422　FAX0197-23-6189